平成２２年（フ）第２９３号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目65番地９
債務者　上ノ園義人
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目27番26―24号
債務者　渡邉　一治
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
鹿児島県鹿児島市下福元町1156番地１、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目57番３号　チェリーハイツ101号
債務者　福留　和裕
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４３号
鹿児島県伊佐市大口山野5108番地　上之馬場住宅４号
債務者　上釜　　晃
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
長野県駒ヶ根市赤穂16715番地１　千丈団地38号
債務者　吉澤　良子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第５２号
長野県駒ヶ根市赤穂14番地1508
債務者　松本慎一郎
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第５３号
長野県伊那市美篶4215番地１
債務者　伊藤美ゆき
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第５４号
長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪644番地５
債務者　諏訪　政行
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第５６号
長野県伊那市高遠町西高遠683番地７　メゾン瀬戸Ａ棟２号
債務者　仁科　　聡
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第５７号
長野県伊那市高遠町西高遠683番地７　メゾン瀬戸Ａ棟２号
債務者　仁科香代子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１９４号
徳島市北矢三町４丁目10番28号
債務者　福田　耕三
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１３号
徳島市春日３丁目２番44号―402号
債務者　島　　耕二
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２１号
徳島県小松島市松島町２番９号、旧住所徳島県板野郡松茂町豊岡字鴨洲67―５
債務者　芝原あゆみ（旧姓妹尾）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２２号
徳島市城東町２丁目３番23―532号
債務者　立石　美和
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２７号
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜30番地８鳴門マンション３―８
債務者　赤松　　悟
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２８号
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜30番地８鳴門マンション３―８
債務者　赤松　孝子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２２号
富山市大町276番地１　メゾン堀川207号
債務者　今西　　学
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで　富山地方裁判所民事部